

# 障害児支援にかかる報酬について 〈論点等〉

# 障害児通所支援について

## 児童発達支援の報酬に係る主な論点

### 障害児通所支援の共通の論点

- 現行の障害児通園施設や児童デイサービス事業所が新体系に円滑に移行できるよう、現行の支援水準を基本に報酬を設定してはどうか。
- 法改正の趣旨等を踏まえ、様々な障害を受け入れることができるよう、各障害に応じた専門的な訓練の提供や障害特性へのきめ細かな配慮が行えるよう報酬上評価してはどうか。
- 現行の障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などとの兼務も可能としていることから、報酬については、別途専任で配置した場合に加算してはどうか。

○ 支援の提供にあたっては、保護者の勤務時間等に合わせた開所時間とするなど、保護者の就労支援策の一つとして、捉えることについてどのように考えるのか。一方で、短時間しか開所していない場合もあるが、公費の効率性や公平性の観点から、どのように考えるか。

なお、放課後デイサービスについては、放課後と夏休み等の学校の休業日では、通常、サービスの提供時間が異なることから、現行の水準を基本に、時間数に応じた報酬単価を設定してはどうか。

※支援の提供時間について

- ・ 障害児通園施設の場合は、送迎を含めて原則1日つき8時間。
- ・ 児童デイサービスの場合は、下限を設定されているものではないが、個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があるとしている。

※保育所の例

保育所の保育時間は、1日につき8時間を原則としているが、残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間(11時間)を超えて実施する延長保育を推進。

人件費や事業費を補助。延長保育実施率69.4%(平成21年度)

※児童デイサービスの報酬

サービス費Ⅰ(利用者のうち就学前の障害児の割合が70%以上の場合のため、通常、午前から夕方まで実施)  
単価は定員10人以下で828単位

サービス費Ⅱ(利用者のうち就学前の障害児の割合が70%未満の場合のため、通常、午後から夕方まで実施)  
単価は定員10人以下で689単位

## 児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)に係る個別の論点

- 重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行と、重症心身障害児(者)への適切な支援を提供する観点から、通常の児童発達支援とは別に、主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の人員基準等を設けるとともに、生活介護等の障害福祉サービスと一体的に実施できるようにすることとしている。このため、報酬(障害福祉サービスを含む)については、現行の補助単価を踏まえて、報酬を設定してはどうか。
- 事業の実施に当たっては、現行の通園事業の小規模な実態に配慮し、通常の児童発達支援が定員10人以上に対して、定員5人以上で可とすることとしているため、小規模事業所に対する報酬上の特例的な取り扱いを設けてはどうか。
- 現行の重症心身障害児(者)通園事業は、補助対象となる規模等の要件を定め、事業の安定的な運営ができるように、一定額の補助を行ってきたが、一方で定員超過が認められていないなど弾力的な運用が困難な仕組みとなっているところ。  
報酬の設定に当たっては、サービスの利用実態を踏まえて、1日当たりの報酬を設定するとともに、一定の範囲内で定員を超えて利用者を受け入れることを可能とするなど、日払いの利点を活かせるようにしてはどうか。

## 放課後等デイサービスに係る個別の論点

○ 学校と自宅の通学は、通学バスの運行や就学奨励費の対象となるなど、教育の責任より実施することが基本であるが、学校と事業所間の送迎については、特に定めがなく、双方の取り決めの中で実施されてきたところ。

今般、放課後等デイサービスが創設され、放課後等の支援に重点化されたことを踏まえ、この取扱いを明確にすることとし、一定の条件の下で、学校と事業所との間の送迎を行った場合に評価してはどうか。

## 保育所等訪問支援に係る個別の論点

○ 保育所等訪問支援については、訪問支援の内容が直接支援だけでなく、訪問先施設のスタッフに対する技術的指導の要素も大きいことや、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、報酬については、1回当たりの支援に係る費用を評価してはどうか。

○ 報酬単価は、訪問支援員の人件費(賃金)と訪問先までの旅費について、一般の国庫補助事業で使用している単価や自治体における他の訪問による事業の実態を参考に、設定してはどうか。

※単価の例

＜国庫補助事業で使用している単価＞

保育士などの直接処遇職員の賃金(日額) 5,920円 保健所管内旅費(日当含む) 1,860円

＜自治体における他の訪問による事業の実態＞

人件費(時給で設定しているケース) 877円～5,390円

管内旅費 1回1,500円～3,700円

○ 利用者1人に対して、訪問する実施形態を想定しているため、同一日に複数の障害児に訪問支援を提供する場合は減算(1日に支援した人数に応じて基本報酬を設定)してはどうか。

※ 利用人数に応じて単価が異なる例

児童デイサービスの医療連携体制加算(医療機関等の連携により、看護職員が訪問して障害児に対して看護を行った場合の加算)→利用者1人で500単位、利用者2人以上8人以下で250単位

# 関係団体からの主な要望

## 【報酬関係】

- 相談支援や保育所等訪問支援を行う専門的支援のノウハウを地域に広く提供する中核機関となる「児童発達支援センター」が、適切な支援が確保できるような報酬単価をお願いします。また、障害児やその家族に対する支援を行う「児童発達支援事業」においても、地域支援を担うことができるとされています。「児童発達支援センター」が実施したものと同様な報酬単価設定をお願いします。さらに、重症心身障害児や重度の行動障害のある児童等を受け入れた際には、報酬上の評価をお願いします。(全国肢体不自由児・者父母の会連合会)
- 事業ごとに施設基準、職員配置基準を定めて一律の報酬とした上で、子どもの状況に応じた専門職員配置に応じた加算措置を講じるべき。(全国児童発達支援協議会)
- 児童発達支援に関しては、センター、事業ともに保育士、児童指導員の配置基準を同様にし、基本として共通の報酬単価とするべき。加えて、児童発達支援センターに関しては、設備基準ならびに給食の提供、送迎、事務管理部分を適正に評価すべき。(全国児童発達支援協議会)
- 同一敷地内に福祉型児童発達支援センターとなるべき施設が複数併置されている場合、統合されれば定員が増加し、事務費等の減額が予想されるが、考慮願いたい。(全国児童発達支援協議会)
- 肢体不自由児通園施設が医療型児童発達支援センターに移行する場合には、「通園部」ではなく「独立した施設」として、事務費を含めた単価が設定されるべき。(全国児童発達支援協議会)
- 児童デイサービス事業所で負担している上限管理の事務手続きを補填してほしい。(日本身体障害者団体連合会)
- 重症児通園事業の移行先となる「児童発達支援と放課後等デイサービス、生活介護等の多機能型」の報酬単価設定において、配慮をお願いしたい。(日本重症児福祉協会)
- 保育所等訪問支援について、発達障害に詳しい専門職の配置には高い報酬単価を設ける。

- 保育所等訪問支援について、障害の確定診断前から支援が受けられるような仕組みの充実が必要。訪問担当者が、市町村保健師等とともに、診断前の乳幼児への支援を行った場合、報酬上の評価が得られるよう検討。  
(日本発達障害ネットワーク)
- 保育所等訪問支援事業の報酬単価の設定に際しては、必要経費(移動時間、車両等の取得と維持費)を配慮すべき。  
(全国児童発達支援協議会)
- 放課後等デイサービス事業については、重度の障害児の利用希望にも対応できる報酬単価の設定をお願いします。  
(全国肢体不自由児・者父母の会連合会)
- 放課後等デイサービスの、学校と事業所間の送迎加算を認めること。  
(日本発達障害ネットワーク、全国児童発達支援協議会)
- 今後、学齢児童は放課後等デイサービスの対象となるが、従来の児童デイサービスⅡ型の単価となれば、事業の存続が危ぶまれる事業所が多数考えられる。この点を念頭に入れた報酬単価の設定とすべき。(全国児童発達支援協議会)
- 放課後等児童デイサービス事業について、単独で事業運営が可能な報酬単価が必要であり、現行の児童デイサービスⅡ型単価を下回ることなく、安定した職員の雇用が可能な単価設定にすべき。(全国児童発達支援協議会)
- 障害特性に応じた適切な支援が提供できるよう、現在の事業の利用実態やサービス内容を踏まえた報酬単価とサービス類型を設定してください。特に重症心身障害児(者)通園事業(B型)では、送迎等の負担が大きく、運営が厳しくなっている事業者もあります。(全国肢体不自由児・者父母の会連合会)
- 専門職(PT、OT、ST等)による個別訓練の提供、専門職を常勤雇用等、配置に見合った報酬上の評価を行う。  
(日本発達障害ネットワーク)

## 【その他】

- 障害児通所支援と障害福祉サービス事業との一体的な運営を認めるなど、身近な地域で通所サービスを受けられる仕組みを構築する。(日本発達障害ネットワーク)

# 障害児入所支援について

# 障害児入所支援の報酬に係る主な論点

## 共通の論点

- 現行の障害児入所施設が新体系に円滑に移行できるよう、現行の支援水準を基本に報酬を設定してはどうか。
- 改正法の趣旨を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合でも、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた報酬単価を設けてはどうか。
- 現行の障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などとの兼務も可能としていることから、報酬については、別途専任で配置した場合に加算してはどうか。
- 障害児入所施設にも、虐待を受けた障害児が入所しているが、児童養護施設で実践している取り組みを踏まえ、虐待を受けた児童への支援方法に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアについて、報酬上評価してはどうか。

# 関係団体からの主な要望

## 【報酬関係】

- 職員配置基準の引き上げと人員配置体制加算を創設してほしい。(日本知的障害者福祉協会)
- 看護師加算について、准看護師にも適用してほしい。(日本知的障害者福祉協会)
- 現行の強度行動障害加算は適用水準が高すぎるので、緩和してほしい。(日本知的障害者福祉協会)
- 小規模施設加算について、定員30人以下の施設に適用されているが、児童養護施設並みに定員45人以下の施設に適用してほしい。(日本知的障害者福祉協会)
- 現行の自活訓練加算の適用を最大2年間まで延長すること、その期間は、障害児施設への入所を継続してほしい。  
(日本知的障害者福祉協会)
- 家庭支援専門相談員加算の創設。(日本知的障害者福祉協会)
- 小規模グループケア加算の創設。(日本知的障害者福祉協会)
- 肢体不自由児、重症心身障害児の障害の特性に応じた適切な支援ができる報酬単価にしてください。  
(全国肢体不自由児施設運営協議会、全国肢体不自由児・者父母の会連合会)
- 加算の拡充。(例:乳幼児加算、重度加算、重度重複加算、母子入園受入加算、心理的ケア加算、地域生活への移行加算)(全国肢体不自由児施設運営協議会)

## 【その他】

- 幼稚園費を認めてほしい。保育所への通所を可能とするようにしてほしい。【措置費】(日本知的障害者福祉協会)
- 特別育成費の支給について個別承認を廃止し、例外なくすべての児童に支給するようにしてほしい。【措置費】  
(日本知的障害者福祉協会)
- 現行の被虐待児受入加算は、入所後1年間となっているが、入所中は期間を限定せず適用してほしい。【措置費】  
(日本知的障害者福祉協会)
- 乳幼児への職員配置を手厚くするなどの措置を講じてほしい。(日本知的障害者福祉協会)
- 地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)の創設、自立援助ホームの創設。(日本知的障害者福祉協会)
- 自立訓練支援員を配置してほしい。(日本知的障害者福祉協会)
- 栄養士の配置基準を定員41人以上から40人以下に引き上げてほしい。(日本知的障害者福祉協会)

# 18歳以上の障害児施設入所者 への対応について

## 18歳以上の障害児施設入所者への対応に係る論点

- 18歳以上の障害児施設入所者は、24年4月1日以降も引き続き必要なサービスが受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業者指定に当たっての特例措置を設けることとしているが、この特例措置の対象となる障害福祉サービスの指定基準を満たさない場合の報酬については、一定期間、現行の障害福祉サービスの報酬を適用せず、現行の障害児施設の報酬単価との関係を踏まえて設定してはどうか。

# 関係団体からの主要望

## 【報酬関係】

- 療養介護は定員規模区分による報酬単価が設定されているが、重症心身障害児施設は病院であり、従来から定員区分による単価の設定はなじまないとして実施されてこなかったことを踏まえ、児者一貫した実施の場合には、一律(単一)の報酬単価を設定され、選択実施できるようにしてもらいたい。(全国重症心身障害児(者)を守る会、日本重症児福祉協会)
- 重症心身障害児施設が障害者サービス(療養介護)を一体的に実施する場合の経過措置において、現在の障害児入所支援給付費を十分に配慮した設定をお願いしたい。(日本重症児福祉協会)